

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

聖籠町

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・ ・ ・ 1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・ ・ ・ 5
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とす べき農業経営の指標	・ ・ ・ 10
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関す る事項	・ ・ ・ 11
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・ ・ ・ 13
1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	・ ・ ・ 13
2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	・ ・ ・ 13
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・ ・ ・ 15
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地 域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	・ ・ ・ 15
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基 準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・ ・ ・ 16
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ 18
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・ ・ ・ 19
第 6 その他	・ ・ ・ 20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 聖籠町は、新潟県北部に広がる蒲原平野の北部に位置し、平坦な砂丘地と平場に農用地が存在しており、その立地条件を生かして、水稻を基幹とした野菜、果樹、施設園芸、畜産を取り入れた農業生産を展開してきた。今後は、稻作においては需給動向を踏まえた計画的な生産と農地集積・集約化、組織化などを通じてコスト低減に努め、高品質、安定生産の向上や水田をフル活用した大豆・園芸作物の生産に取り組む必要がある。また、園芸についても需給動向を踏まえた作目の選定とブランド化及び品質向上を図り産地化を推進する。

経営の発展を図るため開園されている観光農園（ぶどう・さくらんぼ）については、来園者の増加により盛況であり、果樹の里「聖籠町」として定着してきている。今後は、特産物として付加価値を取り入れた加工品の開発等による需要の拡大を推進し、栽培面積の拡大と高品質化を推進し、安定生産の技術向上に努め、果樹産地としての一層の定着を図る。

県営ほ場整備事業が実施された地区においては、大型機械体系による高能率・高生産性水田農業の確立が進むとともに、水田の有効利用による大豆等の本格的生産も定着しつつある。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 聖籠町の農業構造については、昭和40年代から新潟東港工業地帯への企業の進出、新潟・新発田バイパスの建設、国・県の事業を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加したが、近年は、高齢化や後継者不足により土地利用型農業を中心として農家の担い手不足が深刻化しており、農業生産体制の脆弱化や地域コミュニティの衰退が進む地域の発生が懸念されている。こうした中で、町内の7地区で新たなほ場整備の取り組みが始まっており、地域計画も含めた地区の話し合いを通じた担い手への農地集積・集約化が進展している。

3 聖籠町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（目標年次は令和5年度とする）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農地集積・集約化、経営の多角化・複合化などによる経営基盤の強化を通じて、担い手の効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

するために、地域農業の核となる担い手の確保・育成を最重要課題として捉え、地域の実情に即した組織化・法人化の推進や担い手への農地集積・集約化を地域計画の話し合い等を通じて地域の合意形成を図りながら進めるとともに、需要に応じた米生産、米に続く新たな経営の柱としての園芸作物の導入や生産の拡大、他産業と連携した6次産業化、輸出やブランド化等による農産物の付加価値向上など具体的な取り組みを推進することで、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる地域農業構造の確立を図る。

具体的な経営の指標は、聖籠町及びその周辺市町村において現在成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が聖籠町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 聖籠町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する組織経営体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、聖籠町は農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、聖籠町農業再生協議会を設置するとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため地域計画の話し合い等を通じた合意形成を促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農地の集積・集約化や組織化・法人化を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進事業などを活用して支援するとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進めること。

農地利用集積・集約化や農作業受委託等の促進などの取り組みや土地利用調整を全町的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積・集約化されるよう努める。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、地域計画のうち目標地図に位置づけられている農業者、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積・集約化を図るなど、未然に遊休農地の発生防止に積極的に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積・集約化が遅れている集落全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、生産性の高い個別経営体や組織経営体の確保育成を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、農業経営の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体育成及び農用地の利用集積・集約化の方向性を具体的に明らかにする。

このような農地利用集積・集約化による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、地域の組織経営体等との連携を密にして、農地利用集積・集約化及び農作業受委託の促進等、一体となった取組により、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な営農展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、稻作では、生産費の軽減による良質米の安定生産、園芸では高収益・周年型を目指した園芸生産、果樹においては栽培技術の向上で、より高品質な安定生産を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであるとともに、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた集落営農の推進によって、生産組織を育成すると共に、その経営の効率化を図り、体制が整った

ものについては法人形態への誘導を図る。

組織化や農地利用集積・集約化による規模拡大が進む中、効率的な経営のほか、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与が期待されるA I、I C T等の先端技術を活用するスマート農業について、導入に向けた取り組みを進める。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による人・農地プラン等の地域協議の場への参加促進などを通じ、女性の農業経営や地域農業に関する方針策定へのより一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の多様な主体が参画・協働により地域づくりにおける役割を發揮し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家等にも本構想その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、聖籠町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした整備事業や農地流動化事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分検討を行う。

5 聖籠町における令和4年の新規就農者は1名であり、過去5年間では、毎年平均で2名の増となっている。従来からの基幹作物である水稻の他にぶどう・さくらんぼの産地としての生産量の維持拡大、園芸作物の導入・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

そのため、上記の状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

初めに、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、新潟県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「県基本方針」という。）に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、聖籠町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2增加させる。

次に、聖籠町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的安定的な農業経営の目標の7

割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、聖籠町では就農希望者に対して就農相談に対する総合的な窓口を設け、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターやJA北越後等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

聖籠町の取組として従来からの基幹作物であるぶどうやさくらんぼ等の果樹の栽培において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、JA北越後、さくらんぼ、ぶどうの生産組合等と連携し、さくらんぼやぶどう等の果樹栽培技術の指導や販路の確保等を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

- 6 聖籠町は、聖籠町農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、法人化支援の実施や農地の利用集積・集約化の促進、担い手の育成・確保に関する事業を実施する他、農業委員会内に設置させている聖籠町農業経営改善支援センターにおいて、経営改善に関する相談会・研修会や農業経営改善計画認定制度の活用に関する説明会の開催等を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に聖籠町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、聖籠町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 経営体の態様と労働力条件

(1) 経営形態と労働力構成

ア 個別経営体（家族経営）

主たる従事者1～2名、補助的従事者1～2名（必要により臨時雇用を確保）

イ 組織経営体（農地所有適格法人等）

主たる従事者（構成員及び従業員）数名（必要により臨時雇用を確保）

(2) 主たる従事者の年間労働時間：「他産業並の水準」

ア 年間1800時間とし、2000時間を上限とする。

イ 1日通常8時間以内、農繁期でも10時間以内

(3) 所得目標：「主たる従事者1人当たりの所得が他産業と変わらない水準」

ア 個別経営体（1戸あたり）主たる従事者1人あたり・・・年間 400万円程度

① 主たる従事者2人の場合・・・・・・・・・・・・年間 800万円程度
(400万円×2人=800万円)

② 主たる従事者1人・補助的従事者1人の場合・・・年間 600万円程度

イ 組織経営体

① 主たる従事者1人あたり・・・・・・・・・・・・年間 500万円程度

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標
	I	水稻+施設野菜 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 6.7ha 加工用米 2.5ha きゅうり 0.4ha トマト 0.4ha 経営面積 9.6ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) ・パイプハウス(50坪) ・鉄骨ハウス(300坪) ・トラクター(31PS) ・乗用田植機(6条) ・コンバイン(3条) ・フォークリフト(1.5t) ・乾燥機(45石) ・トランク(1t) ・精米機(200kg/hr) ・色彩選別機(200kg/hr) 〔その他〕 ・水田自作地 1.7ha、借入地 7.9ha	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	5
個別経営体	II	水稻+露地野菜 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 10.0ha 加工用米 2.5ha さといも 0.8ha 秋冬ねぎ 0.3ha 経営面積 13.6ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) ・パイプハウス(50坪) ・トラクター(33PS) ・乗用田植機(6条) ・コンバイン(3条) ・初運搬機 ・乾燥機(45石) ・選別計量機 ・トランク(1t) ・育苗箱(1800箱) ・ローテリー ・畔塗り機 ・動力噴霧器 ・管理機 ・掘取機 ・毛羽取り機 ・定植機 ・皮剥き機 ・結束機 ・マニュアスフレッダー ・プロードキャスター ・畝立てマルチャー 〔その他〕 ・水稻の他に砂丘地で露地野菜を栽培	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	23

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標
個別経営体	III	水稻+酪農 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 3.0ha 加工用米 1.0ha 経産牛 40頭 牧草 3.0ha 経営面積 7.0ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(50坪) ・パワーハウス(30坪) ・成牛舎(150坪) ・育成牛舎(45坪) ・尿溜(45坪) ・堆肥舎(57坪) ・収納庫[28坪] ・格納庫(38坪) ・ロータリー ・トライプハロー ・ツースハロー ・プロードキャスター ・バキュームカー ・マニュアスピッチャ ・フロントローダ ・ディスクモア ・テッダ ・レーキ ・ロールベーラ ・ヘルリッパ〔けん引式〕 ・ヘルハントラ ・ダンプ(2t) ・マットレス ・送風機 〔その他〕 ・経産牛40頭と水稻の複合経営 ・水稻の作付は4haで耕起・代かき 以外の基幹作業を委託する。 ・転作は借地を合わせて牧草3ha を作付し飼料にする。 ・水田は30a以上の一筆区画に整備されている。	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営 協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	2
	IV	水稻+果樹 1 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 5.0ha 加工用米 2.0ha 日本なし 0.8ha 西洋なし 0.3ha 経営面積 8.1ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) ・パワーハウス(42坪) ・果樹棚・防鳥網 ・防風施設 ・播種機 ・トラクター(33PS) ・乗用田植え機(8条) ・コンバイン(3条) ・耕耘搬コンテナ ・乾燥機(40石) ・調整機 ・選別計量機 ・トラック(1t) ・育苗箱(1000箱) ・ロータリー ・トライプハロー ・畔塗り機 ・スピートスプレイヤ 〔その他〕 ・水稻7haの土地利用型経営 ・日本なし(幸水) 0.4ha ・日本なし(新興) 0.4ha ・西洋なし(ルレクチエ) 0.3ha	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営 協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	4

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標	
個別経営体	IV	水稻+果樹 2 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 主食用米 7.1ha 加工用米 2.5ha とうとう 0.6ha 経営面積 10.2ha	〔資本整備〕 ・作業場(40坪) ・パワーハウス(53坪) ・防風施設 ・雨除け施設(0.6ha) ・播種機 ・トラクター(33PS) ・乗用田植え機(6条) ・コンバイン(3条) ・耕耘機コンテナ ・乾燥機(40石) ・調整機 ・選別計量機 ・トラック(1t) ・育苗箱(1000箱) ・ロータリー ・ドライブハロー ・畔塗り機 ・スピードスプレイヤー ・草刈り機(W70cm) 〔その他〕 ・水稻 9ha の土地利用型経営 ・とうとう(雨除け) 0.6ha	1棟 2棟 1式 1式 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営 協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	15
	V	観光果樹及び 果樹専門 〔所得目標: 800万円程度〕 〔従事者: 2人〕	〔作付面積〕 ぶどう 1.3ha 経営面積 1.3ha	〔資本整備〕 ・作業場兼格納庫(25坪) ・果樹棚 ・雨よけ施設(0.8ha) ・トラクター(15PS) ・ロータリー ・スピードスプレイヤー ・プロトキヤスター ・軽トラック 〔その他〕 ・ぶどう(雨除け) 0.8ha ・ぶどう(露地) 0.5ha ・露地巨峰(観光農園販売、市場出荷)	1棟 2棟 1式 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記 記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営 協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	8

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

区分	No.	営農類型	経営規模	生産方式	經營管理方式	農業従事の態様等	育成経営体数の目標	
組織 経営 体	VI	水稻生産組織 〔所得目標: 3,000 万円 程度) 〔従事者: 6人〕	〔作付面積〕 主食用米 40.0ha 加工用米 7.5ha 大豆 30.0ha 経営面積 77.5ha	〔資本整備〕 ・ライセンサー ・パワーハウス(100坪) ・乾燥調製プラント ・育苗プラント ・トラクター(42PS) ・乗用田植え機(8条) ・コンバイン(3条) ・トラック ・育苗箱(9500箱) ・ロータリー ・ドライブハロー ・畔塗り機 ・大豆播種機 ・ロータリーカルチ ・大豆調整機 ・大豆コンバイン	1棟 5棟 1式 1式 2台 2台 2台 2台 1式 2台 2台 1台 1台 1台 1台 1台	・法人に準じた経理で財務及び労務管理を明確にする。	・経営の法人化(特定農業法人を含む) ・各種社会保障制度の活用	2
	VII	水稻+露地野菜 〔所得目標: 3,000 万円 程度) 〔従事者: 6人〕	〔作付面積〕 主食用米 38.0ha 加工用米 2.0ha 大豆 16.0ha さといも 2.6ha えだまめ 0.8ha 経営面積 59.4ha	〔資本整備〕 ・ライセンサー ・パワーハウス(100坪) ・乾燥調製プラント ・育苗プラント ・トラクター(42PS) ・乗用田植え機(8条) ・コンバイン(3条) ・トラック ・育苗箱(8000箱) ・ロータリー ・ドライブハロー ・畔塗り機 ・大豆播種機 ・ロータリーカルチ ・大豆調整機 ・大豆コンバイン ・定植機 ・マニュアスプレッター ・プロートキャスター ・畝立てマルチャー ・動力噴霧器 ・掘取機 ・毛羽取り機 ・選別機 ・管理機 ・ハーベスター ・袋詰機	1棟 5棟 1式 1式 2台 2台 2台 1式 2台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	・法人に準じた経理で財務及び労務管理を明確にする。	・経営の法人化(特定農業法人を含む) ・各種社会保障制度の活用	8

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営む、又は併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の7割を確保できるような農業経営の規模とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

聖籠町の特産品であるぶどう・さくらんぼなどの農畜産物を安定的に生産し、聖籠町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、新潟県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、農業普及指導センター、JA北越後等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、聖籠町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

聖籠町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターとJA北越後など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。聖籠町が主体となって、県、農業委員会、JA北越後等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

加えて、聖籠町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農

関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

聖籠町は、県、農業委員会、JA北越後等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行なながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

聖籠町は、関係団体で構成するサポート体制及びJA北越後と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、JA北越後等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

町内全域において水田農業が主であり集落営農の組織化・法人化等に取り組み、認定農業者への農地の流動化が進んでいるが、農地が分散しているため効率的な営農が図られていない。

畑作農業については、法人及び大規模農家により集積は進んでいるものの水田農業同様農地が分散しているため効率的な営農が図られていない。また、農産物価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足等により、担い手不足が推察され遊休農地化が懸念されている。

このため、農地の効率的な利用を目指すべく、町内7地区においては場整備に関する話合いが進められており、これに合わせて農地の集積・集約化が急速に進展している。

(2) 今後の見通し

丸潟地区においては平成28年度には場整備が終了し、それを契機として担い手への農地集積・集約化が進んでいる。

現在は、7地区では場整備に向けた話し合いが進んでおり、そのうち蓮潟、三賀用水、蓮野逆川第1、大夫興野藤寄、大夫諏訪山の5地区が事業採択され、令和5年度の蓮潟、三賀用水の着工開始を皮切りに令和10年度までに事業採択された5地区全ての着工が見込まれている。

畑作農業については、遊休農地が増加するものと推測される。今後は、遊休農地となるおそれがある農地を含め、遊休農地化する前に担い手に集積・集約化するよう、地域計画の話し合い等を通じた地域の合意形成を図りながら農地の流動化や面的集積を推進する。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積・集約化を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積については、農地中間管理事業等を活用し、目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者への集積を90%（約1,202ha）程度まで進めることを目標とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標	備考
90.0%[約1,202ha]	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標」

は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用〔基幹的農作業（水稻について

は耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。] の集積等に関する面積の目標である。

2 目標年次は令和5年度とする。

○農用地の集約化に向けた目標

聖籠町、農業委員会、農地中間管理機構、JA北越後、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

○効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体数の目標			備 考
	個別経営体	組織経営体	
67	57	10	

（3）将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積・集約化を推進するために、聖籠町は、農業委員会、農業協同組合、聖籠町農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

聖籠町は、県基本方針第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、聖籠町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開やほ場整備事業の進展、農地中間管理事業を活用した農地利用集積・集約化の進行などの特徴を十分ふまえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

聖籠町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

ア 東部地区においては、県営ほ場整備事業が実施されたことから、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 町内の各地域において、ほ場整備事業を推進し、各地区の活動を活発化する。このことによって、担い手への農地の利用集積・集約化を進めるとともに、担い手不足等による遊休農地の発生を防ぐことに努める。

以下、事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、町、農業委員、JA北越後、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

また、聖籠町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・JA北越後・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等（法第4条第3項第

1号で定める利用権の設定等をいう。以下同じ。)が行われているか進捗管理を毎年実施する。なお、地域計画が定められ、及び公告されるまでの間は、改正前の利用権設定等促進事業に基づいて利用権設定等の手続きを行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

聖籠町は、地域計画等の協議の場における合意形成を通じて経営体等への農地利用集積を進めるため農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることが出来る。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約

及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6—1 号の認定申請書を聖籠町に提出して、農用地利用規程について聖籠町の認定を受けることができる。

- ② 聖籠町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 聖籠町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を聖籠町の掲示板への掲示や町HPでの公表等により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 聖籠町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の②の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 聖籠町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 聖籠町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、JA北越後、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、聖籠町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業

の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

聖籠町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業委員会、農地中間管理機構、JA北越後その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定等への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合には、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託を促進するほか、農業協同組合にあっては、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

聖籠町は、1から3までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 聖籠町は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を推進する。面的な広がりで田畠輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

聖籠町は、農業委員会、農業普及指導センター、JA北越後、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機

関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積・集約化を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、聖籠町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、聖籠町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。